

軽油引取税・ゴルフ場利用税で 電子申告・電子納税をご利用の方へ

令和7年（2025年）1月から京都市内の府税事務所が統合により1か所になります。

- 京都東府税事務所
- 京都西府税事務所
- 京都南府税事務所



京都府府税事務所

• 令和6年12月27日までに、**京都東府税事務所**、**京都南府税事務所**を提出先としてeLTAXの利用届出を行っていた場合、利用届出自動変換処理によって令和7年1月から提出先が「**京都府府税事務所**」に変更されます。
(自動変換されるため、ご利用者様において、変更処理を行っていただく必要はございません。)

- 令和6年12月27日（金）まで
京都東府税事務所、**京都南府税事務所**に対し、申告データの新規作成、署名、送信等、一連の処理が可能です。
- 令和6年12月28日（土）～令和7年1月3日（金）
eLTAXの年末年始運休日のためご利用いただけません。
- 令和7年1月4日（土）～5日（日）
京都東府税事務所、**京都南府税事務所**に対して、申告データを新規作成することはできませんが、12月27日（金）以前に作成され、データ作成中・一時保存状態の申告については、通常どおり送信できます。
- 令和7年1月6日（月）～10日（金）
申告データを新規作成する場合、提出先に**京都府府税事務所**が新たに表示されます。
ただし、**京都東府税事務所**、**京都南府税事務所**に対して、申告データを新規作成することはできませんが、12月27日（金）以前に作成され、データ作成中・一時保存状態の申告については、通常どおり送信できます。
- 令和7年1月11日（土）以降
京都東府税事務所、**京都南府税事務所**に対する申告データは送信できません。